**園芸作物生産施設補助事業進行チャート**

**実施申請**

**【　必　要　書　類　】**

・補助事業実施申請書（別記様式第１号）

・事業計画書（別記様式第１号－１，２，３，４）

・見積書の写し（１者）

・大谷冷熱エネルギー使用に関する誓約書

※夏秋いちご用パイプハウス整備事業の場合

・商品カタログ等の写し

※パイプハウス整備事業，夏秋いちご用パイプハウス整備事業を除く。

　市で内容審査後，補助事業採択通知書により通知します。

**交付申請**

**【　必　要　書　類　】**

・補助金交付申請書（別記様式第３号）

・補助事業採択通知の写し

・収支予算書（別記様式第３号－１）

　市で内容審査後，交付決定通知書により通知します。

やむを得ない事情により，補助金交付決定前に事業に着手する必要がある場合には，手続きが必要となりますので，ご相談ください。

**事業の実施**

補助金交付決定後，初めて事業に着手します。着手方法は以下の通りです。

　　　①　**当初の見積業者も含めて，すべて新たに３者の見積りを徴取してください。**

　　　※　交付決定日以降かつ着手前までに徴取すること。

②　３者のうち最低価格の1者に決定し，パイプハウスや機械等の発注をしてください。

③　パイプハウスの完成または機械等の納品後，代金を事業者に支払ってください。

**実績報告**

**【　必　要　書　類　】**

・補助事業実績報告書（別記様式第６号）

・事業実績書（別記様式第６号―１）

・収支決算書（別記様式第６号―２）

・見積書の写し（３者）

・領収書，納品書等の写し

・講習修了証等の写し

※農業用ドローンの導入，農業用ドローン講習受講の場合

市が報告の内容を確認して検査した後，補助金確定通知書により通知します。

**交付請求**

**【　必　要　書　類　】**

・補助金交付請求書（別記様式第８号）

・交付決定通知書の写し又は補助金確定通知書の写し

請求の内容に基づき，市から補助金が交付されます。（通知書類はありません。）

【問合せ先】

宇都宮市経済部農林生産流通課

生産振興グループ

電　話：６３２－２４６６

ＦＡＸ：６３９－０６１８